主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小林咸一、同旦範之、同旦武尚、同高橋功一の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、 右事実関係の下において、原判決添付別紙1ないし4記載の各商標(ただし、4記載の商標 についてはその文字部分)から特定の称呼を生ずるとは認められないとする審決の判断を違 法とした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。論 旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立 って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	Ξ	好		達
裁判官	高	橋	久	子